コミュニティライフきらら浅虫

重要事項説明書

この重要事項説明書は株式会社ケアあおもりが運営する障害福祉サービス（自立訓練（生活訓練)、宿泊型自立訓練）について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第７６条及び第７７条ならびに障害者総合支援法に基づく支援施設の人員、設備及び運営に関する基準、サービス内容や利用料金等について説明するものである。

１．サービスを提供する事業者

名称	株式会社　ケアあおもり
所在地	青森市松森３丁目１７－１１
電話番号	０１７－７１８－２７２２
代表者氏名	代表取締役　　安田　真弥
設立年月日	平成１９年４月１日

２．利用施設

事業所の種類	自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練
事業所の名称	コミュニティライフきらら浅虫
事業所の所在地	青森市大字浅虫字内野２７番地２号
連絡先	電話　　：０１７－７６４－０２１２ ファックス：０１７－７６４－０２１９
管理者	中村　公則
サービス管理責任者	葛西　祐加
日中実施サービスの通常の実施地域	青森市
定員	自立訓練（生活訓練）　２０名 宿泊型自立訓練　　１９名
青森市指定年月日	令和４年６月１日
事業所番号	０２１０１０２８７７

３．サービスの目的・運営方針

目的	自立訓練（生活訓練）…地域生活を営む上で一定の支援が必要な方に対して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練及び生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行います。 宿泊型自立訓練…一般就労又は障害福祉サービスを利用している方に対して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し、帰宅後における家事等の日常生活能力の維持・向上させるための訓練及び生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行います。 ※必要に応じて異性のスタッフが入浴、排せつ及び食事等といった生活の

	支援を行うことがあります。
運営方針	関係法令を遵守し、地域の社会資源との協働を図った適正かつきめの細やかな障害福祉サービスの提供を行います

４．サービスに係る施設・設備等の概要

宿泊棟概要

建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
	敷地面積	１０３９．６２㎡
	延べ床面積	１階３５０．６㎡　／　２階３４６．１㎡

宿泊棟主な設備

名称	部屋数	備考
訓練室、作業室	2	※共有スペースとしても使用
相談室	1	
居室	１９	
食堂	1	
浴室	1	
洗面所	3	
事務所	1	

当事務所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置している。

５．サービス提供職員の配置状況

（１）自立訓練（生活訓練）

①人員配置

職種	人数	常勤	非常勤	常勤換算	備考
管理者	1	1		1	
サービス管理責任者	1	1		０．５	サービス管理責任者資格保有
生活支援員	5	5		5	専従２名・兼務３名 介護福祉士資格保有　社会福祉士資格保有

②各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者 サービス管理責任者	毎週（月・火・水・木・金）８時３０分～１７時３０分 ９時　～　１８時
生活支援員	毎週（月・火・水・木・金）８時～１７時 ８時３０分～１７時３０分

	９時　～　１８時

（２）宿泊型自立訓練

①人員配置

職種	人数	常勤	非常勤	常勤換算	備考
管理者	１	１		１	
サービス管理責任者	１	１		０．５	サービス管理責任者資格保有
地域移行支援員	２	２		１．５	専従１名・兼務１名 介護福祉士資格保有
生活支援員	４	４			専従１名・兼務３名 介護福祉士資格保有　社会福祉士資格保有
夜勤専従	１	１		１	

②各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者 サービス管理責任者	毎週（月・火・水・木・金）８時３０分～１７時３０分 ９時　～　１８時
生活支援員	毎週（月・火・水・木・金）８時～１７時 ８時３０分～１７時３０分 ９時　～　１８時
地域移行支援員	毎週（月・火・水・木・金）８時～１７時 ８時３０分～１７時３０分 ９時　～　１８時
夜間勤務	１７時　～　９時　（休憩１２０分）

６．サービスごとの営業日等

営業日及び営業時間	９：００　～　１６：００
サービス提供日及び サービス提供時間	（１）自立訓練（生活訓練） サービス提供日　：月～金（週５日） ※原則日数に基づき祝日、土曜日も営業 サービス提供時間：１０時～１２時　１３時～１５時 （２）宿泊型自立訓練 サービス提供日　：３６５日 サービス提供時間：２時～９時　１５時～０時
主たる対象者	（１）知的障害者（１８歳未満を除く） （２）精神障害者（１８歳未満を除く）

７．サービス提供の内容

（１）訓練等給付費付対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びそのご家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行う。
生活訓練	生活能力の維持・向上のための食事や家事等の日常生活能力等を向上するための訓練を行う。（日常生活訓練・社会適応訓練等） 生活能力の維持・向上及び生産活動等の訓練を行う。 一般就労に必要な基礎体力の向上や知識・マナー等の習得の支援を行う。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックその他必要な管理、記録を行う。また医療機関との連絡・調整及び協力医療機関を通じて健康保持の為の適切な支援を行う。
通院支援	精神科月１回　内科月１回合計２回通院支援を行う。

（２）給付対象外サービス内容（令和４年６月１日より適用）

サービスの種類	サービス内容等	金額
食事サービス	希望により食事を提供します 食事時間：朝　７時 昼　１２時 夕　１７時００分	１食の料金 朝食　３５０円 昼食　１５０円 夕食　４５０円
光熱費	宿泊型の場合	月額１２，０００円
共益費	宿泊型の場合	月額４，０００円
暖房費	１０月～４月	月額４，０００円
学習活動等	学習活動等で個人所有の教材になるものについて費用	実費
寝具費	ベット	無料
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち、利用者個人に負担していただくことが妥当であるものの費用	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者またはご家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行する時にかかる費用	実費
金銭管理	預り金規程に基づき、利用者の希望があった場合お預かりする。	無料

洗濯／乾燥機 使用料	使用者のみ	無料
その他	サービス提供記録等のコピー代 その他（行事に掛かる費用等）	実費 ※希望者は行事費の積み立てをすることが出来ます。
家賃	宿泊型のみ個室	１日９００円
送迎費	送迎加算で賄えない燃料費等の費用	実費
通院支援	3回目以降	1回に付き実費　２，０００円
Wi-Fi 使用料	使用者のみ	無料

全てのサービスは､｢個別支援計画｣に基づいて行われる｡本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂く。尚、｢個別支援計画」の写しは利用者に交付する。また必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行う。

家賃は月の途中での入退所の場合は日割の請求となる。

光熱水費・共益費は月ごとに、暖房費はシーズン終了後に精算します。

８．利用料金

（１）訓練等給付費付対象サービス内容の料金

※別紙参照。

※訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働省の定める基準により算出した額）のうち、利用者負担分（サービス利用料金全体の１割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

尚、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「７．サービス提供の内容（２）給付対象外サービス内容の項目参照

（３）サービス利用の取り消し（キャンセル）料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合、利用予定日の３日前までに当事業所までお越しください。

なお、サービス利用日の３日前までに申し出の無い場合は、キャンセル料を頂く場合があります。(利用料の１０％)

また、当日に食事をキャンセルした場合は実費を頂きます。

キャンセル料（材料費相当額）	材料費相当額

（４）利用料金の支払い方法

上記（１）（２）の料金は１ヵ月毎に計算しご請求しますので、請求のあった翌月２５日までに次のいずれかの方法にてお支払いください。

①当施設窓口にて現金での支払い（平日９：００から１６：３０）

※やむを得ず土日祝日にてお支払いする場合はつり銭の無いようお願いします。
②当施設が指定する口座への振込（振込手数料のご負担をお願いしています）
③口座を登録の上、毎月２０日前後に引き落としをします。

９．利用者の記録及び情報の管理等

（１）　利用者へのサービス向上に関するサービス会議や他の事業所との連絡調整。緊急時、病院への連絡など情報提供が必要となる場合があるため、それらに対しては別紙施設サービス利用に係る個人情報提供同意書に基づいて対応する。また記録及び情報については契約の終了後５年間保管する。

（２）　利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただし、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（個人情報使用同意書による）に基づき情報提供する。

１０．緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡を行う。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
身元引受人	氏名： 住所： 電話番号： 続柄：

１１．事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した際、県や市町村及び利用者のご家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

また万が一の事故に備え、下記の損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した際には、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとする。

（１）損害保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

（２）損害保険の種類：ウォームハート（介護事業者＆福祉事業者向け賠償責任保険）

１２．要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（１）要望・苦情申立先

当事業所	・窓口担当者：中村　公則

ご利用相談窓口	・解決責任者：神　敬子 ・ご利用時間：９：００～１７：００ （土・日・祝日・年末年始を除く）
青森県 運営適正化委員会	・所在地　：青森市中央３－２０－３０（県民福祉プラザ内） ・電話番号：０１７－７３１－３０３９ ＦＡＸ：０１７－７３１－３０９８

（２）虐待防止に関する相談窓口

虐待	・窓口担当者：中村　公則 ・ご利用時間：９：００～１７：００ ・電話番号：０１７－７６４－０２１２ ＦＡＸ：０１７－７６４－０２１９
青森市役所　福祉部　障がい者支援課	・ご利用時間：８：３０～１７：００ ・電話番号：０１７－７３４－５３１９ ＦＡＸ：０１７－７３４－６８６５
青森市障がい者虐待防止センター	・２４時間対応 ・電話番号：０１７－７２２―３２６０

１３．協力医療機関

医療機関の名称	一般社団法人　青森精神医学研究所付属浅虫温泉病院
理事長名	横山　北斗
所在地	青森市大字浅虫字内野２７番地２号
電話番号	０１７－７５２－３００４

１４．非常災害時の対策

非常時の訓練	別途定める消防計画書により対応
平時の訓練	別途に定める消防計画書に則り、年２回避難・防災訓練を利用者の方も参加の上実施する。
防災設備	宿泊棟 ・消火器・自動火災報知設備・火災報知設備・誘導灯 ・特定施設水道連結型スプリンクラー設備・配線 ・カーテン等は防災性能のあるものを使用 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水３日分） その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等
消防計画	消防署への届け出日：令和５年　４月　１日
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入する 加入保険会社名：１１の（１）記載に同じ

	加入保険内容　：１１の（２）記載に同じ

１５．当事業所ご利用の際に留意していただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償してことがある。
喫煙	全室禁煙
貴重品の管理	貴重品は利用者の責任において管理すること。万が一紛失しても当事務所は責任を負いかねる、自己管理が難しい方は貴重品を施設に持ち込まないこと。契約解除後１ヵ月を超えた残置物について、当事務所で処分する。なお、処分に要した費用を請求するものとする。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由だが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動は遠慮すること。